

江南市健康づくり推進協議会設置要綱

江南市健康づくり推進協議会設置要綱（昭和55年4月1日施行）の全部を改正する。

（設置）

第1条 健康に関する関係機関・団体等と情報交換や意見交換を行い地域の連携を強化するとともに、市民の健康づくりの推進に必要な事項を協議するため、江南市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 健康増進に係る知識及び情報の普及・啓発に関すること
- (2) 市民の疾病予防と健康管理に関すること
- (3) 市民の健康づくり推進事業に関すること
- (4) 江南市健康増進計画に関すること

（組織）

第3条 協議会は委員17人以内で組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 関係機関代表者
- (4) 市民代表
- (5) 市議会議員
- (6) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 協議会の会議の議長は、会長をもって充てる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されるまでの間に開く会議は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、江南市健康福祉部健康づくり課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。